

特別区の費用弁償一覧（2023年2月現在）

区名	定額 (日額)	実費	金額、条件等	不支給
千代田		○	実費相当額を支給。 当該議員の住所から議事堂までの間を交通機関を利用して往復するものとした場合で、最も経済的な通常の経路として議長が認めたものに係る運賃に相当する額を旅費として支給する。ただし、当該額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。	
中央	○		2,500円	
港	○		2,000円	
新宿	○		2,500円（全行程を公用車を利用した場合は支給しない）	
文京	○		2,000円（公用車を利用した場合は1,000円）	
台東	-	-		○
北	○		2,000円（公用車を利用した場合は支給しない）	
荒川	-	-		○
品川		○	議員の住所と議事堂との間を時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と議長が認めた経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額。（公用車を利用したときは、支給しない）	
目黒	○		2,000円（2021年6月1日～2023年4月30日まで支給停止）	
大田	○		3,000円	
世田谷		○	議員（公用車を常用している者を除く。）の住所から議事堂までの間を交通機関を利用して往復するとした場合の最も経済的な通常の経路として議長が認めたものに係る運賃に相当する額を支給する。	
渋谷	○		2,000円	
中野	○		3,000円（2021～2022年度は1,500円に減額）	
杉並	-	-		○
豊島	-	-		○
板橋	○		3,000円	
練馬	-	-		○
墨田	-	-		○
江東	○		3,000円（今議会で不支給とする予定）	
足立	○		3,000円（議長・副議長が公用車を利用したとき、又は議員が招集に応じ協議等の場に出席するため旅行した場合において、当該議員の住所から議事堂までの直線距離が1キロメートル未満のときは、支給しない。）	
葛飾	○		3,000円	
江戸川	○		3,000円（1日につき、3,000円なので、委員会等が重なる日も3,000円支給とする。）	